

管内の休業4日以上労働災害が大幅に増加!!

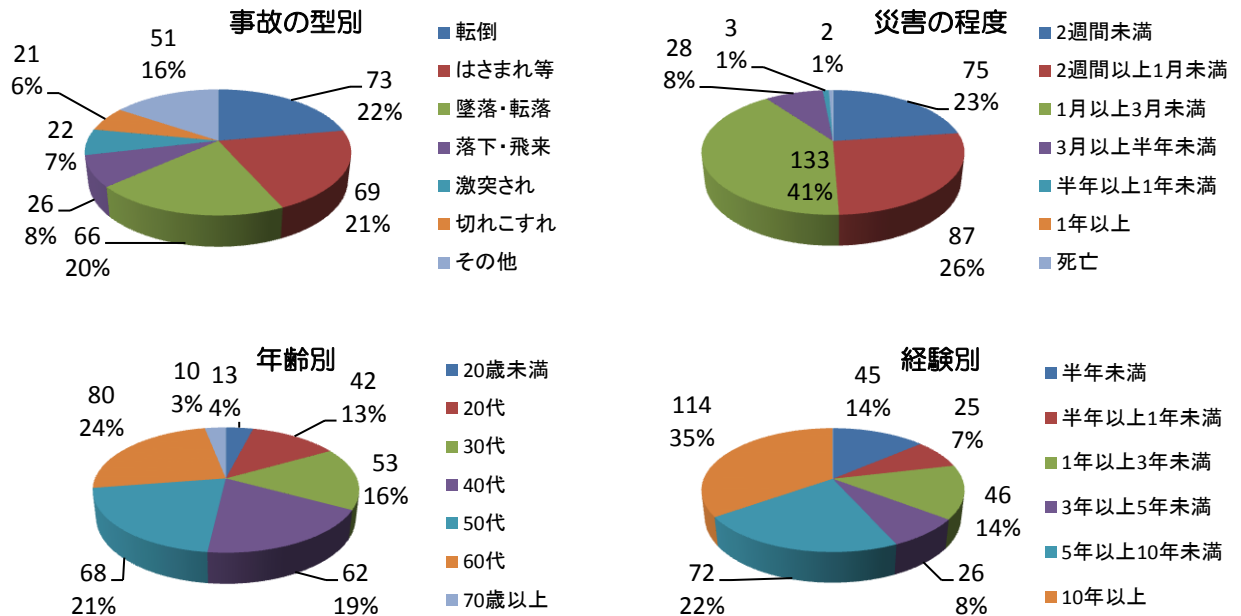
当署管内の平成25年中に発生した休業4日以上労働災害(速報値)が全産業で328件と平成24年の同時期に比べて60件(22.4%)と大幅に増加しており、平成24年の確定値が288件であることから、現時点において、既に40件(13.9%)以上の増加が確定しています。

主な業種別では、平成24年同時期と比較して、窯業土石製品製造業が40.6%、建設業が45.5%、商業が47.6%、社会福祉施設45.5%、接客娯楽業100%とそれぞれ大幅な増加となっています。

災害の内容は、通路等での「転倒」が最も多く73件、次いで機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」が69件、ハシゴやトラックの荷台等からの「墜落・転落」が66件の順で多く発生しており、この3つの事故の型で全体の約2/3を占めています。

被災者については、年齢50才以上の者が48.2%(158人)を占め、経験期間別では、10年以上の者が34.8%(114人)、5年以上10年未満の者が22.0%(72人)、1年未満の者が21.3%(70人)の順で多く、被災の程度(休業日数)では、1か月以上の休業見込みのものが50.0%(164人)を占めています。

こうした状況を鑑み、多治見労働基準監督署では、平成26年は労働災害防止対策の強化を強力に推進していきますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

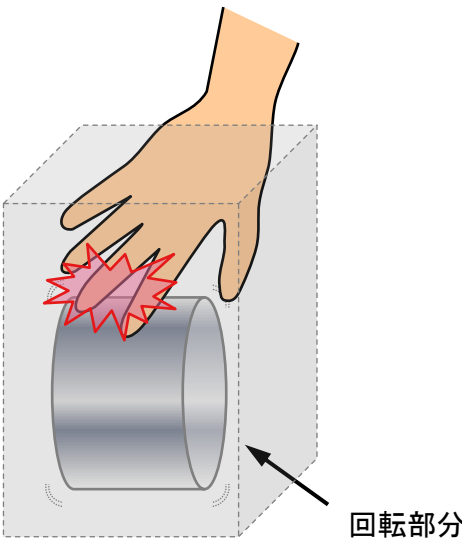


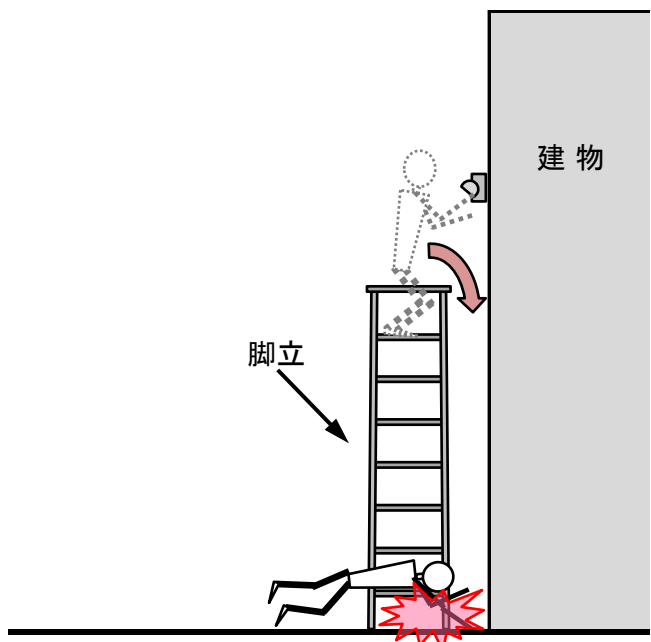
平成25年における主要な業種別労働災害発生状況(12月末現在)

業種別	平成25年 (速報値)	前年同時期	増減数	増減率	構成率
全産業	328 (2)	268	60 (2)	22.4%	100.0%
製造業	118 (1)	113	5 (1)	4.4%	36.0%
食料品	11	16	-5	-31.3%	3.4%
パルプ等	8	11	-3	-27.3%	2.4%
窯業土石	45 (1)	32	13 (1)	40.6%	13.7%
機械金属等	31	36	-5	-13.9%	9.5%
建設業	48 (1)	33	15 (1)	45.5%	14.6%
土木工事	14	9	5	55.6%	4.3%
建築工事	22 (1)	18	4 (1)	22.2%	6.7%
運送業	25	29	-4	-13.8%	7.6%
陸上貨物	24	25	-1	-4.0%	7.3%
商業等	124	84	40	47.6%	37.8%
小売業	30	18	12	66.7%	9.1%
社会福祉	16	11	5	45.5%	4.9%
飲食店	13	1	12	1200.0%	4.0%
ゴルフ場	26	18	8	44.4%	7.9%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		食品加工用機械で手指を負傷する										
業種	製造業	職種	工員	年齢	20代	性別	女	災害程度	休業見込み 3カ月	経験	3年	
発生状況	食品加工用機械で作業中、機械の回転部分に原材料が詰まったため、機械が完全に停止していない状態で回転部分に手を入れ、詰まったものを取り除こうとして負傷する。				事故の型	はさまれ・巻き込まれ			起因物	食品加工用機械		
	<p>〈概略図〉</p> 											
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の可動部分で手指などが巻き込まれるおそれがある箇所に手指などが容易に入ることがないように覆いを設ける等の措置が講じられていなかったこと。 ・機械のトラブルを解消するために可動部分へ手指などを近づけ作業を行うにあたり、可動部分の停止状況を容易に確認することができなかったこと。 											
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の可動部分等で手指等が巻き込まれるおそれのある箇所に容易に手が入らないよう覆いを設け、インターロック機構を設ける。 ・機械を停止した際に可動部分の停止状況が容易に確認できる、または可動部分に制動装置を設け、即時に停止する等の措置を講ずる。 ・機械が完全に停止していることを確認してから、機械のトラブル等の解消作業を行うよう徹底するため、作業手順書を作成し、周知する。 										

災害発生概要		脚立から墜落する										
業種	接客娯楽業	職種	作業員	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	8年	
発生状況	建物の壁に取り付けられている照明器具の電球を交換するため、脚立に上り作業していた時にバランスを崩して地面に墜落する。				事故の型	墜落・転落			起因物	はしご等		
	<p>〈概略図〉</p> 											
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・脚立の上で不安定な場所・姿勢で作業をしていたこと。 ・高所において作業を行う場合で墜落するおそれがあるにも関わらず、命綱の使用等の墜落防止措置を講じず作業を行ったこと。 											
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・高所において作業を行うときは、足元が安定した作業設備を設けることが望ましい。やむを得ず、脚立を使用する場合は、動揺を防止するため、脚立を支える補助者等をつける。 ・高所において作業を行うときは、事前に命綱を設ける等の墜落防止措置を検討して、計画的に安全に作業を実施する。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										